

あさひが丘自治会だより 6月号

◎ 「令和6年度定期総会の開催結果概要＝自治会長」

(1) 総会の概要

令和6年度のあさひが丘自治会定期総会は、5月19日(日)14時から「あさひが丘会館」で開催致しました。総会代議員定数は67人で、出席者45人、委任状提出21人、計66人(98.5%)の意思表示により総会は規約に基づき成立しました。代議員出席者のほか、常任役員等18人、傍聴者5人、合計68人が総会に出席しました。議長は、規約に基づき2区の武田副会長が務め、事前配付の「総会議案書～議事次第」によって順次進められました。

この中で、議案書8ページ「令和6年度各会計予算」の中において、「表の『費目、5年度決算、6年度予算、合計等』の文字の印刷欠落、「①及び②の『収支の部』」の印刷欠落があり、同8ページ(正規なもの)を出席代議員及び傍聴人に改めて配布し、会計部長から説明した。

この説明を含め、令和5年度事業報告及び各会計決算報告、会計監査報告、令和6年度事業計画案及び各会計予算案、更に役員選出が、議案書どおり可決承認されました。

また、出席代議員から、2件の質疑があり説明した。

① 本年度から、「錦山天満宮の自治会一括の寄付年額3万円」を中止した理由を説明願う。

近隣自治会では、既に錦山天満宮に対する「自治会費からの一括寄付」は行っていない。近郊には野幌神社があり、又江別神社もありますが、当自治会からの一括寄付は錦山天満宮だけでした。町内には様々な信仰の方がおられる中、自治会としての一括寄付は6年度から中止とすることを5年度常任役員会議で協議し決定しました。

② 町内には若い方々も増え、「やまぼうし公園」は貴重な子供さんの遊び場であり、滑り台等の遊具の更新を要望する。

下記書面要望の③と同様の要望です。近年、遊具等の改善がなされておりません。市担当部局に対し、現状説明の上、要望して参ります。

(2) 「議案書8ページ」の全世帯への再配布

総会で代議員に配布して説明し、議決をいただいた「議案書8ページ」は、「別紙1」のとおりであります。印刷会社には、正しい印刷データを渡しておりましたが、何らかの事情により、部分的な印刷欠落が生じたところであり、印刷製本の再度の詳細なチェック不足もあったところです。

会員の皆さまに、心からお詫びを申し上げます。

◎ 「書面での意見・要望とその取り扱い等＝自治会長」

会員の方から、11件の意見・要望が寄せられました。今後、規約上の意志決定機関であります「常任役員会議」において協議決定していく事項もありますが、意見・要望とその取り扱い概要について、会長としてお知らせさせていただきます。

- ① 「病弱独居高齢者で、当番制班長の免除要望。年に一度1か月ほど入院歴あり、今も週3回通勤治療中、介助用具での歩行状態等であり、今後免除出来ないか。」
規約上、「病弱等のため輪番制によりがたく公正と認められた場合には、班内の話し合いにより決定できる。」旨規定しています。要望の方はこれに該当する状態であり、班内でご検討いただきご配慮され、次の方が班長をされるのが良いと考えます。
- ② 「昨年も要望したが、自治会・排雪費の徴収方法を、コンビニ払い・銀行振り込み等にしてください。近隣との付き合いが希薄化し、来訪者の警戒等も必要な時代であり、かつお金のやり取りでもあり、改善願いたい。」
一部先進自治会では、「大多数会員がデジタル化し、年1回払い、会員が振り込み手数料負担」等により、班長が会費徴収を行っておりません。当自治会としては、振り込みの手段方法や手数料負担等のことを含め、役員会協議の上、全会員のアンケート調査も実施し、その結果を踏まえて更に協議して参りたいと考えています。
- ③ 「やまぼうし公園の改善要望。お子さんのいる若い世代の居住者も多く、子供が安全に楽しく過ごせる公園となるよう、早急な遊具等の更新・追加等の改善を要望する。」
市の方で、年2回程度の公園内の草刈り等が行われていますが、遊具等の改善はなされておられません。市担当部局に、現状説明の上、要望して参ります。
- ④ 「自治会町内の道路で、ひび割れとかゆがみ等がみられ、整備されるよう要望する。」
居住地の近隣で、「車道の凹みなど、人・車の通行上危険である。」と感じる箇所を把握した場合には、直ちに会長以下役員に通報してください。市担当部局に即通報して対処していただきます。町内の市道は30年余を経過し、歩道・車道とも部分的なひび割れやゆがみ等が出ているところもあると考えます。直ちに改善とはならないと思いますが、通行上の危険性を含めて、場所の通報をお願い致します。
- ⑤ 「ゴミステーションの設置は、『市の設置基準及び設置場所』を守って設置し、安全で住みよい町内としていただきたい。固定式ゴミボックスの歩道設置やゴミ収集後の未回収ボックス等が散見され、改善を要望する。」
市生活環境部環境室から、令和5年2月に「ゴミステーション設置の手引き(別紙2)」が
発出されています。全町内のことでもあり、配布させていただきます。この中で、
★ 固定式ゴミボックスの設置は、利用している方々の敷地内に設置してください。
★ 設置場所は、歩道等の一部に、ゴミ収集されるまでの間、設置できる。
など、通行の安全や除排雪作業への支障等を踏まえ、縷々記載されています。
市から示されている基準等を一度ご確認いただき、各箇所に対応をお願い致します。

- ⑥ 「町内で長時間の路上駐車や歩道内駐車も散見され、注意喚起を要望する。」
町内に指定駐車禁止の道路はありませんが、人・車の通行の妨げや冬期間除排雪への支障も予想されます。夜間、駐車車両に気付かず衝突した事故もあります。長時間の路上・歩道上への駐車とならないよう、注意して参りましょう。
- ⑦ 「1号線の歩道が夜間通行上暗いので、街灯の設置を要望する。」
幹線道路である1号線の街路灯の増設について、従前北電に要望したが消極判断でした。歩道部分の照明を重点として、今後対応を検討して参ります。
- ⑧ 「1号線の街路樹について、一部電線等に触れたり、住宅敷地への車両出入りに支障があつたりしており、適度な剪定を要望する。」
実態を確認の上、市担当部局に対応を要望していく。問題ある場所に関しては、個別に対応していくこととします。
- ⑨ 「冬季の除排雪のことですが、自宅以外の他人の居住地間口や車庫前への雪捨て、契約業者による契約者敷地前道路以外の他人の居住者敷地前道路への除排雪がみられ、迷惑してきたので、周知をお願いしたい。」
大雪等に伴うご自宅の除排雪はご苦労が多いと思いますが、お互い近隣の方々にご迷惑とならないよう、留意して参りましょう。業者契約者の方も注意をお願い致します。
- ⑩ 「昨年の夏祭り、早い段階で売り切れて、祭り後半の子供達や親子が購入できなかった。販売方法の改善を要望する。」
祭り後の8月及び9月の役員会で、本問題も協議し、予算面、準備品目・数量、販売の数量限定等の方法など、反省教訓をとりまとめ、6年度に反映することとしています。
- ⑪ 「固定式ゴミステーションの破損・修理を、自治会予算でできないか。」
自治会では、予算でゴミネットとその収納ボックスを配分し、ゴミネット破損の場合には新たに配分しています。その他のゴミ箱や覆いシートなどは、利用者により対応していただいております。

以
上

〔令和6年6月 総務部〕

【あさひが丘自治会のHPは、<http://www3.plala.or.jp/asahigaoka/> です】